

「民法第四百四条第三項に規定する期及び同条第五項の規定による基準割合の告示に関する省令案」に関する概要説明

第1 本省令案制定の趣旨

第193回国会において成立し、平成29年6月2日に公布された「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」（以下「改正法」という。）による改正後の民法（以下「新民法」という。）第404条は、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年を一期とし、一期ごとに変動するものとし（同条第3項）、法定利率が変動するか否かは、法務省令で定めるところにより法務大臣が告示する基準割合によって決定されるものとしている（同条第4項及び第5項）。

「民法第四百四条第三項に規定する期及び同条第五項の規定による基準割合の告示に関する省令案」（以下「本省令案」という。）は、新民法第404条の委任に基づき、必要な事項を規定するものである。

第2 本省令案の内容

1 本省令案第1条は、新民法第404条第3項の委任に基づき、改正法の施行後最初の期（第1期）が改正法の施行日と同じ2020年4月1日から3年間であることを定めるものである。これは、改正法の施行日と第1期の初日は一致していることが簡明であること、施行日は年度の替わり目であり、国民にとっても分かりやすく、実務上も対応することが比較的容易であると考えられるため、期の初日としても望ましいことを考慮したものである。

2 本省令案第2条は、新民法第404条第5項の委任に基づき、同項の規定による基準割合の告示の時期及び方法を定めるものである。

各期の基準割合は、その期の法定利率が変動するかどうかを決定する基準となるものであり、法定利率の変動が国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、告示からその基準割合に係る期の初日までに十分な周知・準備期間を設ける必要がある。このため、各期の基準割合の告示の時期については、その期の初日の1年以上前とすることとしている。

告示の方法については、国民一般に広く周知する必要があることから、官報によることとしている。また、官報のほか、法務省ホームページへの記載も行うことを検討している。

第3 施行期日

1 本省令案附則第1条は、本省令案の施行日を改正法の施行日（2020年4月1日）と定めるものである。

2 本省令案附則第2条は、改正法の施行後最初の期（2020年4月1日から2023年3月31日まで）の基準割合については、その初日の1年前までではなく、本省令の施行後速やかに告示することとするものである。

第1期について本省令案第2条の規定を適用すれば、第1期の初日の1年前までに第1期における基準割合を告示することになるが、第1期の初日は本省令案の施行日と一致しているため、その前に本省令に基づく告示をすることはできないこと、他方で、第1期の法定利率は基準割合にかかわらず年3%と定められているため（新民法第404条第2項）、基準割合の告示から期の初日までに周知・準備期間を設ける必要はないことを考慮したものである。

以 上